

## ② 形質変更時要届出区域等に指定されることに対して留意すること

### 留意事項その2：風評被害

- (3) 汚染情報の公開により、風評被害が起こる可能性があります。

### 留意事項その3：区域に指定されることによる制約

- (4) 土壌を外部へ搬出する時は、汚染土壌の搬出に着手する日の14日前までに届け出る必要があります。また、汚染されていない土壌として外部へ搬出する場合、所定の認定調査が必要となります。

#### <形質変更時要届出区域に指定されることによる制約>

- (5) 形質変更時要届出区域で土地の形質の変更を行う場合、その14日前までに都道府県知事等に届け出る必要があります。
- (6) 土地の形質の変更の施工基準のうち帯水層に基準不適合土壌が接する場合の施工方法に対して制約を受けず（自然由来特例区域、埋立地特例区域はこの限りではありません。埋立地管理区域は地下水位の管理又は地下水質の監視を行いながら施工すれば基本的には制約を受けません）。

#### <要措置区域に指定されることによる制約>

- (7) 区域内の土地の形質の変更は原則禁止となります。
- (8) 都道府県知事等により指示された措置又はこれと同等以上の措置を行う必要があります。

### 留意事項その4：指定解除の要件

- (9) 指定を解除したい場合、汚染の除去が必要であり、対策に費用がかかります（形質変更時要届出区域は、措置を行う必要はありません）。

### 留意事項その5：土地の流動化の遅延の可能性

- (10) 汚染されていることが明確となり、土地の売買などの際に費用と時間がかかる可能性があります。一方で、汚染情報が不明確であることにより生じるリスクを低減できます。